

権利擁護

宗像市障害者虐待防止センター

宗像市障害者虐待防止センターでは、障がいのある人への虐待に関する通報や相談を受けています。障がいのある本人からの届け出や相談もお受けします。

障がい者への虐待を防ぐためには、市民一人ひとりがこの問題に関心を持ち、障がいのある人や家族など周囲の人の小さな兆候を見逃さないことが大切です。もし、あなたの周りにはいる障がいのある人が虐待を受けているかもしれないと思ったら、速やかに「宗像市障害者虐待防止センター」へ知らせてください。

●対象となる人

身体、知的、精神、発達障がいのある人。

障害者手帳がなくても、心身の障がいがあるため、日常生活や社会生活を送るのが困難で支援が必要な人も対象です。

●虐待の内容

【身体的虐待】

殴る・けるなどの暴力、縛り付ける・閉じ込めるなどの身動きを制限するなど

【心理的虐待】

怒鳴るなどの威圧、侮辱や拒絶するような言葉や態度で精神的苦痛を与えるなど

【経済的虐待】

勝手に本人の年金や預貯金を使う、年金や賃金などを渡さない、生活に必要な金銭を渡さないなど

【性的虐待】

無理やり（また、同意と見せかけて）わいせつなことをする（性交、裸にする、体を触るなど）

【放棄・放任（ネグレクト）】

食事を与えない、必要な世話や介助をほとんどしない、必要な医療や福祉サービスを受けさせないなど

虐待かどうかわからないけれど気になる様子があるときも連絡してください。

●通報・届出・お問い合わせ

宗像市障害者虐待防止センター（宗像市障害者生活支援センター内）

TEL 0940-34-2411 FAX 0940-34-2422

メールアドレス aaw09180@hkg.odn.ne.jp

ライフサポート事業

認知症・知的障がい・精神障がいなどで、判断能力が不十分なため、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方などを対象に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理、郵便物の管理などのお手伝い、大切な書類や印鑑・通帳などを安全にお預かりします。契約後は使用料や預かり料が必要です。

●お問い合わせ

宗像市社会福祉協議会

TEL 0940-37-1300 FAX 0940-37-1393

成年後見制度

判断能力が不十分な知的障がい者、精神障がい者などの財産管理支援や身上保護（福祉サービスの利用契約や医療機関への入院の契約締結など）を行うことで、ご本人の暮らしと権利を守る制度です。

区分	対象となる人	援助者
後見	判断能力が全くないのが通常の状態の人	後見人
保佐	判断能力が著しく不十分な人	保佐人
補助	判断能力が不十分な人	補助人
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、事前に締結した任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助します。	

●お問い合わせ

宗像市障害者生活支援センター（宗像市役所北館内）
TEL 0940-34-2411 FAX 0940-34-2422

成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な知的障がい者、精神障がい者などで、親族等の身寄りがない場合など成年後見制度の申し立てが困難な人について、市長が申し立てを行います。

また、生活保護基準相当の低所得のため、申立て費用や後見人などへの報酬が支払えない場合、申立て費用や報酬の助成を行います。

●申し込み・お問い合わせ

宗像市障害者生活支援センター（宗像市役所北館内）
TEL 0940-34-2411 FAX 0940-34-2422

法テラス（日本司法支援センター）

障がいの有無に関わらず、さまざまな法的トラブルを抱えてしまった時、問題解決のために必要な情報やサービスの提供を受けられるように、国によって設立された公的な法人です。

法制度や相談機関・団体等に関する情報を無料で提供するほか、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談や、弁護士・司法書士費用等の立替えを行います。

●お問い合わせ

法テラス・サポートダイヤル
TEL 0570-078374
受付日時 平日9時～21時、土曜日9時～17時（祝日・年末年始を除く）